



◀ 介護保険事業についてはコチラ

# 介護保険料の改定(令和3～5年度)

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定

☎ 福祉介護課 ☎84-0316



## 介護保険のサービス



高齢者を社会全体で支える介護保険のしくみ。「いざ」というときに備えて、どんなサービスがあるか事前にチェックしましょう！



## 保険給付のサービス

- 訪問型サービス ●通所型サービス ●短期入所サービス
- 福祉用具の購入・貸出 ●住宅改修 ●介護施設への入所などのサービスがあります。

要介護・要支援の認定を受けている人が、「ケアプラン」という計画所に基づいてサービスを利用でき、費用の7～9割が給付されます。

## 地域支援事業

- 介護予防教室の開催 ●介護予防活動の育成・支援
- 認知症の予防 ●地域包括支援センターの設置などの事業があります。

高齢者が介護が必要となる状態になるのを防ぎ、いきいきと自分らしい暮らしを送れるよう、地域での共生をめざした取り組みを行っています。

## 町の高齢化の現状

- 令和5年度には**4人に1人**が高齢者となる見込みです。今後、介護が必要な方や認知症になる方が増えていくと予想されます。
- 要介護認定者の増加に伴い、各種介護サービス利用も増加しています。令和3～5年度に町全体で介護サービスにかかる費用は、過去3年度の計画から28%増の**37億4千万円**となる見込みです。



## 保険料が変わりました

- 第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、3年間の計画期間中の介護サービス費の見込みから算定し、決定します。
- 介護事業を円滑に実施するため、第8期介護保険計画期間(令和3～5年度)の保険料の月額基準額※を、**5,360円 → 5,400円**に改定しました。

保険料を滞納すると、給付の差止めや利用負担の引上げなどの措置が取られます。保険料は必ず期限までにお納めください。

## 高齢者保健福祉計画

### 基本理念

健やかにいきいきと、自分らしく暮らせる生涯健康福祉のまちづくり

### 基本目標

自分らしくいきいきと暮らせるまち  
住み慣れた地域でお互いさまで支えあうまち  
介護が必要になっても住み続けられるまち  
安心・安全なまち  
介護保険事業の円滑なまち

福祉介護課  
そが  
曾我保健師



## 虚弱(フレイル)を防ぐ

人との関わりや運動の機会が減ると、体力・筋力が減って疲れやすくなったり、身の回りのことができづらくなったりする「虚弱(フレイル)」の危険性が高まります。日々の生活が第一の介護予防となるため、体力・筋力の維持に意識的に取り組みましょう。

## 要介護になる原因

町で介護認定の申請に至った原因は以下の4つが全体の半数以上を占めます。

1. 脳血管疾患
2. がん
3. 関節・整形外科疾患
4. 認知症

近年は、転倒・骨折による割合が増えています。

## 介護保険の費用負担

介護サービスを利用した場合、利用者の自己負担は、原則1割です。残りの9割について、その50%を公費(国、県、市町村)で、50%を第1号被保険者と第2号被保険者(40～64歳)により支払われる保険料でまかないます。

福祉介護課  
にいみ  
新美保健師

